

## **[事案 2024-266] 新契約取消請求**

・令和7年6月25日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 2024-132] の申立人と同一人である。

### **<事案の概要>**

募集人の虚偽説明によって申立外契約を解約したことを理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

令和5年11月に契約した米ドル建一時払終身保険について、契約にあたり募集人から虚偽の説明を受け、他の保険会社で契約していた申立外契約3件（①終身保険、②終身保険、③養老保険）を解約させられた。しかし、申立外契約は錯誤により解約したものであることから、一連の取引関係にある本契約を取り消して、既払込保険料を返還してほしい（事案 2024-132 で申立外契約の解約取消を請求）。なお、本契約の契約内容自体に異議はなく、また、本契約の勧誘時の説明内容について瑕疵があると主張するものでもない。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は募集時に、申立人に対して、設計書および契約締結前交付書面等を用いて、契約の内容を説明している。
- (2)募集人は、申立人に対し、申立外契約①②について、解約返戻金は死亡保険金よりもかなり少ないため、継続してもよい旨を伝えており、「解約するしかない」と説明した事実はない。
- (3)募集人は、申立外契約③について、満期保険金を減額または解約して原資とすることも可能である旨を説明しており、満期保険金を一括で受け取るしかないと説明した事実はない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の経緯等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。